

令和5年3月（第3回）教育委員会会議議事録

1. 開催の日時及び場所

令和5年3月9日（木）18:00～19:15

市役所本庁 4階 教育委員室

2. 出席委員の氏名

野口 政吾 教育長

田村賢二郎 委員

山野あい子 委員

川崎 裕美 委員

重村 美帆 委員

3. その他議場に参加した者

上村教育部長、床本次長、原学校教育課長、石津学びの森くすのき・地域文化交流課長、石川学びの森くすのき・地域文化交流課副課長、半田学校給食課長、藤井教育施設課長、三好教育総務課長、伊藤教育総務課副課長、河村教育総務課係長

4. 傍聴者

なし

5. 趣 旨

教育長 : ただ今から、令和5年3月9日の第3回教育委員会会議を開催いたします。本日は、委員全員が出席しているため会議として成立していることを最初に報告します。また本日は傍聴の申し出はありませんでした。

教育長 : また、今回の資料と合わせて送付しました、令和5年2月8日開催の令和5年第2回の議事録について、御意見等ありましたでしょうか。
(全員異議なし)

教育長 : それでは、令和5年第2回教育委員会会議の議事録について、承認とさせていただきます。

教育長 : 次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は山野委員にお願いします。

教育長 : 本日の議題は、「議案第2号 教職員人事の件」、「議案第3号 宇部市教育委員会事務局の組織等に関する規則中一部改正の件」、「議案第4号 宇部市教育委員会職務権限規程中一部改正の件」、「議案第5号 宇部市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則の改正の件」、「議案第6号 宇部市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の改正の件」、「議案第7号 調停の申立てについて」の6件とその他の事項として「寄附の報告について」の1件となっています

教育長 : 「議案第2号 教職員人事の件」については人事案件のため、また「議案第7号 調停の申立てについて」議会に上程前の案件のため非公開としたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

教育長 : 異議が無いようですので、議案第2号及び議案第7号については非公開とさせていただきます。なお、それ以外の議題は、全て公開とさせていただきます。

教育長 : はじめに、「議案第2号 教職員人事の件」、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長 : それでは学校教育課から説明します。令和5年度人事異動につきまして、3月14日に全県一斉に学校への内示となりますので、その前に教育委員の皆様方に概要を説明させていただきます。まずは、今年度の人事異動の全般についてご説明いたします。昨年度もこの場で説明しましたが、全国的に教員不足の傾向にあり、山口県も同様に厳しい状況にあります。今年度はこの教員不足の傾向が昨年より増して顕著になりました。この教員不足の主な原因として、1点目は、教職を志望する若者の減少による臨時採用の数の急激な減少です。それから山口県における教職員人口の多い年齢層にあたる多くの方が退職となります。これらのことから、臨時採用の先生の確保が難しい状況にあります。二つ目の理由としましては、産休病休を取得する教員が増加しているということです。このことに伴い、代替の教員の必要数を確保することが必要となります。このような教員不足の状況になりますと、小学校では担任の未配置、すなわち担任が配置できない。それから中学校では教科の未履修が生じ、さらに産休や病休などを取得する教員の代替者を配置できなくなるという恐れがあります。このような事態になってはなりませんので、対応として、県教委から令和5年度においては一時的に中学校2年と3年を35人から38人学級にするということが示されました。その上、これまでに配置していたいくつかの加配教員を凍結するという方針が示されました。このような対応をしましたが、それでもまだ教員不足という課題は完全には解消されておらず、学校教育課では考えられるあらゆる方法で人事異動の事務を行いました。それでもなお欠員が生じている状態であり、今後も引き続き対応していきたいと考えています。それでは続きまして、資料について説明していきます。まず一つ目が学級数についてです。今年度と比べて小学校は1学級増。中学校は7学級減となり合計で6学級の減となります。なお特記事項に書いていますが、中学校の学級減の一因としては、先ほど申し上げました中2及び中3の38人学級化による学級減が挙げられます。今年度と比べて学級減になる学校は、常盤中学校、桃山中学校、藤山中学校、厚南中学校です。2点目として教職員数ですが、中2及び中3の38人学級化や、またいくつかの加配教員の凍結という方針が示されたことなどから、今年度と比べて小学校は8人減。中学校は16人減となり合計で24人の減となります。この教職員数には教員定数以外に、国及び県の予算がつく加配教員が含まれています。加配教員の配置数は全般的に減ということになりました。学力向上等支援員は配置がありません。また、少人数加配も配置がありません。これらはかなり大きな配置数の減の理由となっています。それから児童生徒支援加配については大幅に配置数が減少となりました。ほぼ今年度なみの配置があったのが、小学校専科加配教員の英語以外で、これは藤山小、厚南小、原小、西宇部小に配置します。昨年度から配置されました小学校専科加配教員の教科担任制は県からの指定により東岐波小に配置しま

す。それから小学校の英語専科教員は、恩田小、新川小、川上小、黒石小に配置します。続きまして新規採用教職員についてですが、教員不足への対応として新規採用教職員を多く配置することになりました。従って教諭が32人、事務職員1人の合計33人となり、今年度と比べ10人の増となります。続きまして退職者についてです。管理職についてのみ説明します。本年度末で定年退職を迎える校長は小学校5名、中学校2名の合計7名です。教頭は中学校2名となっています。続きまして再任用教職員についてです。本市においては令和4年度と令和5年度はほぼ同数の方が再任用教職員として、来年度も勤務してもらえることになっていますが、県全体では再任用教職員の希望者が減少しており、それから現在再任用として勤務しているが、継続して勤務することを希望する者も減少の傾向があるというふうに聞いていまして、今後本市においても、再任用教職員の確保が課題になるのではないかとというようなことを心配しています。続いて転出入についてです。ここでは教諭についてのみ説明します。転入転出転任と資料には書かれていますが、転入というのは新たに他市町から宇部市に入ってくる教員です。また転出は宇部市から市外に異動する教員です。それから転任というのは市内の教員が市内に異動することです。その合計数ですが、今年度と比較すると来年度はほぼ同数となっています。しかし、転任の数だけを見ても、小学校は昨年36人だったのが今年度は50人、中学校は昨年34人だったのが、今年度は16人になっており、中学校と比べて小学校の方が異動の規模が大きいということになっています。続きまして臨採教職員の配置についてです。冒頭に申し上げたとおり、欠員補充の他、産休代替、育休代替、それから病休代替など、多くの臨採教職員が必要であり、その安定的な確保が喫緊の課題となっています。来年度も多くの育休産休病休が見込まれているところです。続きまして管理職の移動状況についてですが、まず校長の異動つきましては小学校15名中学校7名となっています。そのうち定年退職者は小学校が5名で中学校が2名です。次に教頭の移動状況ですが、小学校8名中学校5名になっており、そのうち定年退職者は中学校の2名だけです。それから例年と少し異なる点としまして、これまで学力向上推進リーダーが配置されていましたが、県教委の方針として来年度からは学力向上推進リーダーは再任用教職員もって充てることになっていましたが、この学力向上推進リーダーも加配教員に当りまして、加配教員の凍結の関係で来年度は学力向上推進リーダーが配置されないため、今まで配置されていた学校については教頭が1人体制となります。説明は以上です。

教育長 : ただ今の説明に対して、ご意見ご質問をお願いします。

委員 : 産休育休をとる教員の数が増えているのはどういった理由からでしょうか。

学校教育課長 : これにつきましては、明確な根拠があるわけではありませんが、制度が充実してきているということがあるのかもしれませんが。育児短時間勤務や育児部分休業などの制度がありまして、教員が子育てしやすい環境が整ってきているということが理由として考えられます。

委員 : 教員が休みを取りやすくなったのはいいことではありますが、病休が増加していることについてはどうでしょうか。

学校教育課長 : メンタルを原因とした病休については今年度に限った話ではなく、何年か前から県全体として増加傾向にあります。このようなこともあって宇部市では働き方改革を推進していこうとしています。

教育長 : 産休育休については20代後半から30代前半ぐらいまで若手の教職員数が多いということがあるのではないかと考えられます。今の教員の年齢構成は50代が多く、40代から30代の中盤が非常に少なく30代の前半から20代が多いという非常にアンバランスな年齢構成になっているので、結婚出産に入る年齢の教員が多くなっています。

教育長 : その他に、ご意見やご質問はありませんか。

委員 : 今回の教員不足への県教委の対応は苦肉の策であることは分かるのですが、悪循環となる対応だなと思います。それだけでなくとも教員の負担が多い中、更にクラスの数が増えてしまうと教員への憧れがよりなくなっていってしまうことになるのではないかと考えると、どこかで何かを変えていかないといけないのではないかと思います。これは保育職も含めてなのですが、どうやって人材を確保していくのかということについて、私自身も見えていないのですが、今回の県教委の対応は先生方にとってはすごくしんどい対応なのではないかと思います。

学校教育課長 : 委員のおっしゃる通りだなと思います。私達もこの対応を聞いたのは今年に入ってからで、これを聞いた時は本当に大変動揺しましたが、決定事項ということなので、この方針で人事異動を今まで進めてきたということです。確かに、これが悪循環にならなければいい、負の連鎖が起きなければいいなと思うばかりです。

教育長 : 報道等でご存知のことと思いますけど、とにかく今までにない厳しい状況がありますが、抜本的な対応が十分取れていない。後手後手の対応による負の連鎖が非常に心配されます。

学校教育課長 : 続きまして、今後の予定についてご説明します。3月14日の火曜日が内示となります。その後3月24日の金曜日の10時に報道発表がありまして、ここから情報がオープンとなります。その後、辞令交付式、着任式、校長集会が行われますが、教育委員の皆様には着任式と校長集会への出席をお願いします。

教育長 : その他にご意見ご質問はありませんか。

(全員意見なし)

教育長 : それでは「議案第2号 教職員人事の件」は原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

教育長 : 次に、「議案第3号 宇部市教育委員会事務局の組織等に関する規則中一部改正の件」について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長： それでは教育総務課より議案第3号について説明します。これは、学びの森くすのき・地域文化交流課が所管している「市史編さん事業」を市長部局に移管することに伴う改正です。改正部分は、規則の第3条、課等の設置のなかの、学びの森くすのき・地域文化交流課の「文化財・市史編さん係」を「文化財係」に改めます。次に第4条の課等の分掌事務で、同じく学びの森くすのき・地域文化交流課の分掌事務について、「市史編さんに関すること。」を削除しています。説明は以上です。

教育長： ただ今の説明に対して、ご意見ご質問をお願いします。
(全員意見なし)

教育長： それでは「議案第3号 宇部市教育委員会事務局の組織等に関する規則中一部改正の件」は原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。
(全員異議なし)

教育長： 次に、「議案第4号 宇部市教育委員会職務権限規程中一部改正の件」について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長： それでは引き続き、教育総務課から議案第4号について説明します。の規程の改正には二つあります。一つ目は先ほどの規則の改正に伴う改正です。改正部分は、別表4の第2の「4市史編さんについて」の部分が削除となります。二つ目は、令和4年4月の行政組織の再編に伴って変更しておくべきところの遺漏に関するものです。該当箇所は教育施設課の欄です。「1事業計画(1)、学校施設耐震化計画の決定」を「学校施設長寿命化計画の決定」というふうに改正いたします。説明は以上です。

教育長： ただ今の説明に対して、ご意見ご質問をお願いします。
(全員意見なし)

教育長： それでは「議案第4号 部市教育委員会職務権限規程中一部改正の件」は原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。
(全員異議なし)

教育長： それでは引き続き、「議案第5号 宇部市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則の改正の件」について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長： それでは引き続き、教育総務課から議案第5号について説明します。令和5年4月1日より個人情報保護法の大幅な改正があり、これまで各自治体が個人情報の取り扱いを条例で定めていたものが、全て個人情報保護法で一元管理されることとなりました。そのため、宇部市においても12月議会で「宇部市個人情報保護条例」を廃止し、「個人情報保護法を施行するための様式を定める規則」を新たに制定しました。教育委員会も、個人情報の取り扱いについてはこの市が定める様式を使用することとなりますので、「宇部市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則」を、宇部市の定めた様式を参照する、という内容に変更しています。説明は以上です。

教育長： ただ今の説明に対して、ご意見ご質問をお願いします。
(全員意見なし)

教育長 : それでは「議案第5号 宇部市教育委員会が管理する個人情報保護に関する規則の改正の件」は原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。

(全員異議なし)

教育長 : それでは引き続き、「議案第6号 宇部市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の改正の件」について、事務局から説明をお願いします。

学校給食課長 : 学校給食課から「議案第6号 宇部市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の改正の件」について説明します。物価高騰による給食の食材費の値上がりに対応し、学校給食の質や量を維持するために、食材費の1食当たり単価を値上げし、それに合わせて宇部市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則を改正するものです。調味料などの加工品といった主な年間契約物資や牛乳などについて、令和5年度の価格は令和4年度と比べて、1割程度上昇するという状況にあります。そのような中で、小学校中学校ともに、1食あたり30円程度値上げをすれば、栄養バランスと量が伴った給食の提供が可能であるということで、今回の令和5年度の当初予算の方にも計上しているところです。ただ、保護者にお支払いいただく児童生徒の給食費につきましては、コロナ禍における保護者負担の増大を回避するために、増額となる30円部分については公費により負担をすることとしておりますので、今回の条例施行規則に関しましては、児童生徒以外の給食費の額を変更する内容としています。以上、簡単ではありますが説明を終わります。

教育長 : ただ今の説明に対して、ご意見ご質問をお願いします。

委員 : 今回は物価高騰への対策ということで30円を公費で負担するということだと思いますが、今後、物価が下がることはないのではないかと思います。この公費で30円を賄うというところは物価の変動に合わせてその都度見直していくのですか。

学校給食課長 : 当面は30円の値上げで何年間かは持ちこたえられるのではないかと考えています。公費で負担するのかどうかにつきましては現時点では何とも言いえないところです。

教育長 : その他、ご意見ご質問はありませんか。

次長 : この規則につきましては、教育委員会規則ではありませんので、教育委員の皆様へ承認をいただいたら成立するというものではなく、この案をもって市長の決裁を受けてさせていただくこととなります。その点を補足させていただきます。

教育長 : 今後、市長決裁を受けることとなりますが、教育委員会としてはこの案で承認ということによろしいですか。

(全員異議なし)

教育長 : それでは「議案第6号 宇部市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の改正の件」について承認とします。

教育長 : それでは引き続き、「議案第7号 調停の申立てについて」、事務局から説明をお願いします。

教育施設課長： 議案第7号について説明します。これは、桃山中学校において発生したUBE株式会社の高圧ケーブルを工事の際に誤って切断してしまったという案件についてです。UBE株式会社に対する損害賠償金については令和4年7月14日に調停が成立し、利害関係人、利害関係人と申しますのは工事に携わった施工会社と設計事務所の過失分についても、宇部市がまとめて令和4年8月12日に解決金を支払い、UBE株式会社との関係はもう解決されている状態ですが、利害関係人分の負担を今は宇部市がしている状態なので、その後、代理人を通じて解決金の負担について協議をしてきたところです。利害関係人は過失ゼロを主張しているところですが、早期解決に向けていくらか解決金として用意する意向も示されています。しかし、その金額と宇部市の考える金額との乖離が大きい状況です。そこで今後の協議の方法を、利害関係人と協議し、第三者の意見を取り入れることのできる調停での解決を目指すこととし、宇部市が調停を申し立てることとしたものです。説明は以上です。

教育長： ただ今の説明に対して、ご意見ご質問をお願いします。

教育長： その他にご意見ご質問はありますか。

委員： 今は市が利害関係人の分まで支払っているのですが、利害関係人にもいくらか市に対して支払って下さいよという理解でよかったですか。

教育施設課長： はい、そうです。

委員： 宇部市は利害関係人に対していくらか請求しているのですか。

教育施設課長： 1,342万4,645円ほどで利害関係人に負担を求めているところです。

委員： この金額は宇部市がUBEに支払った額の3%に当たるということですか。

教育施設課長： この年3%の割合というのは利息分になります。調停といいますのは、法的な拘束力を持たない回復となりますので、調停で解決した場合はこの年3%の利息分は要求しないことが多いようです。これが訴訟になってしまいますと、これは固まった数字になってしまうので、宇部市としてはこの調停で話をまとめたいと考えています。

委員： このような工事を発注する際は、このような事態を想定して契約の時点でどこが補償するとか取り決めをしていないのですか。

次長： 基本的には、今回は第三者に与えた損害になると思いますが、契約書の中では何もなければ、施工業者の方が責任を持つという契約になっていたんですが、これには但し書きがありまして、発注者側、すなわち宇部市側に過失がなければということになっています。今回のケースでは、宇部市側が施工業者に、ここにケーブルがあるということを知らせてなかったという点に大きな過失があるということで、調停委員会からとりあえずUBE株式会社を救済するという事で立て替えて払った方がいいという意見がありましたので全額を一旦支払っています。基本的には通常契約でいけば施工業者に責任がありますが、今回については宇部市の過失が大きい部分があるということで、その中の過失割合について今後の調停で話合うということになります。

教育長： その他にご意見ご質問はありますか。

教育長 : それでは「議案第7号 調停の申立てについて」は原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。

(全員異議なし)

教育長 : 次に、その他の事項として寄附の報告をお願いします。

教育総務課長 : 2月の寄附について報告します。まず令和5年2月3日に匿名の方から、平成24年度から通算130回目5,000円の御寄附を交通遺児のためとしていただきました。また、2月24日にUBE労働組合建設資材支部より、小・中学校教育資金として10,000円のご寄附をいただきました。次に、公益社団法人渡辺翁記念文化協会の代表理事山本謙様から30万円を宇部市民の文化向上のためとしてご寄附がありました。同じく公益社団法人渡辺翁記念文化協会の代表理事山本謙様からも同日に図書館図書資料の充実のためとして50万円の寄付がありました。説明は以上です。

教育長 : 議題については以上となりますが、他に何かありますか。

(全員意見なし)

教育長 : 以上をもちまして、本日の会議を終了します。